

① 「(付表1)」の記載事項とされていた事項の記載欄(「(付表1)」の廃止)

平成30年分においては、「(付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」(次ページ参照)に記載することとされていた「交付を受ける補助金等の額」及び「住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額」について、令和元年分においては、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」(以下「控除額計算明細書」という。)の一面に記載する。これに伴い、補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例(「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」)を受けた場合の取得対価の額等の計算についても、控除額計算明細書の一面で行う(【記載例6-1】(25ページ)、【記載例6-2】(27ページ)参照)。

② 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項の記載欄

令和元年度の税制改正において、住宅借入金等特別控除について、特別特定取得(※)に該当する住宅の取得等又は住宅の増改築等をして、その住宅を令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合で一定の要件を満たすときには、控除期間を10年から13年に延長する等の改正が行われた。

このため、住宅の取得等又は住宅の増改築等について、平成30年分において記載することとしていた特定取得(※)の該当の有無に加えて、特別特定取得(※)の該当の有無に関する事項についても記載する必要があることから、その住宅の取得等又は住宅の増改築等の取得対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等に係る消費税率等について、「なし又は5%」、「8%」又は「10%」の別で○を記載する。

なお、2以上の住宅の取得等をし、かつ、これらの取得等をした家屋を居住の用に供した日が同一の年に属するものがある場合で、先の住宅の取得等が特定取得(消費税率等：8%)に該当し、後の住宅の取得等が特別特定取得(消費税率等：10%)に該当するときには、これらの住宅の取得等を一の住宅の取得等として1枚の控除額計算明細書で計算することから、「8%」の欄及び「10%」の欄の両方に○を記載する(【記載例2-1】(7ページ)参照)。

※ 「特別特定取得」とは、住宅の取得等又は住宅の増改築等に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべきものである場合におけるその住宅の取得等又は住宅の増改築等をいい、「特定取得」とは、住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る対価の額等に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべきものである場合におけるその住宅の取得等又は住宅の増改築等をいう。以下同じ。

③ 同一年中に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合の記載欄

上記②のとおり、2以上の住宅の取得等をし、かつ、これらの住宅の取得等をした家屋を居住の用に供した日が同一の年に属するものがある場合で、先の住宅の取得等が特定取得(消費税率等：8%)に該当し、後の住宅の取得等が特別特定取得(消費税率等：10%)に該当するときには、これらの住宅の取得等を一の住宅の取得等として1枚の控除額計算明細書で計算するが、11年目から13年目の住宅借入金等特別控除の適用の対象となるのは特別特定取得(消費税率等：10%)に該当する部分に限られる。

このため、令和元年分の申告においては使用しないが、年末調整で控除の適用を受けるための控除証明書(11年目から13年目の部分)を交付する際に必要となることから、住宅の取得等の取得対価の額のうち特別特定取得(消費税率等：10%)に該当する部分の金額を記載する(【記載例2-1】(7ページ)参照)。

④ 控除証明書の交付を要しない場合の記載欄

年末調整で控除の適用を受けるための控除証明書の交付の要否について、交付を要しない者は○を記載する。平成30年分の控除額計算明細書では交付を要する者が○を記載することとされていたことから、誤って○を記載することがないように留意されたい。

《参考》(付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書 (令和元年分以降は廃止)

(付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書

(平成 年分)

氏 名

提出用

○ この明細書は、以下の場合に『(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書』又は『(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (再び居住の用に供した方用)』(以下これらを「計算明細書」といいます。)の付表として使用します。

- ① 住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合
② 住宅取得等資金の贈与税の非課税又は住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例 (以下これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用がある場合

○ この明細書の書き方については、裏面の書き方を参照してください。

I 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算

住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合に記入します。

1 補助金等の内訳

補助金等の名称	交付年月日	交付対象 (※該当する箇所を○で囲んでください。)	補助金等の額(※)
	平 . .	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	円
	平 . .	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平 . .	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	

※ 交付対象の別に合計した補助金等の額を次の2から4の「交付を受ける補助金等の合計額」欄に書いてください。

なお、「家屋及び土地等」の補助金等の額がある方は、裏面1(2)のイ又はロの算式で計算した㉓又は㉔の金額をそれぞれ㉕の②欄又は㉖の②欄に転記します。

2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合

	①	②	③
補助金等控除前の取得対価の額	円	円	
交付を受ける補助金等の合計額	②		
取得対価の額 (①-②)	③	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)

①の③の金額を、計算明細書の「2新築又は購入した家屋等に係る事項」の⑩欄に、②の③の金額を、計算明細書の「2新築又は購入した家屋等に係る事項」の⑪欄に転記してください。

3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合

補助金等控除前の増改築等の費用の額	④	円
交付を受ける補助金等の合計額	⑤	
増改築等の費用の額 (④-⑤)	⑥	(赤字のときは0)

計算明細書の「3増改築等をした部分に係る事項」の⑭欄に転記してください。

計算明細書の「5家屋や土地等の取得対価の額」の⑩の②欄に転記してください。なお、共有持分がある場合は「⑥×計算明細書の①の①」の算式で計算した額を記入します。

※ ⑥の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 特定の増改築等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受ける場合

⑦ 高齢者等居住改修工事等の費用の額	⑧ 交付を受ける補助金等の合計額	⑨	(⑦-⑧) ※1
円	円	円	円
⑩ 断熱改修工事等の費用の額	⑪ 交付を受ける補助金等の合計額	⑫	(⑩-⑪) ※2
円	円	円	円
⑬ 特定断熱改修工事等の費用の額	⑭ 交付を受ける補助金等の合計額	⑮	(⑬-⑭) ※2
円	円	円	円
⑯ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額	⑰ 交付を受ける補助金等の合計額	⑱	(⑯-⑰) ※3
円	円	円	円
⑲ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額	⑳ 交付を受ける補助金等の合計額	㉑	(⑲-⑳) ※4
円	円	円	円

計算明細書の「7特定の増改築等に係る事項」の⑩欄に転記してください。

計算明細書の「7特定の増改築等に係る事項」の⑪欄に転記してください。

計算明細書の「7特定の増改築等に係る事項」の⑫欄に転記してください。

計算明細書の「7特定の増改築等に係る事項」の⑬欄に転記してください。

計算明細書の「7特定の増改築等に係る事項」の⑭欄に転記してください。

※1 ⑨欄の金額が50万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※2 ⑫欄又は⑮欄の金額が50万円を超えるときに、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※3 ⑱欄の金額が50万円を超えるときに、多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※4 特定断熱改修工事等と併せて特定耐久性向上改修工事等を行う場合において、㉑欄の金額が50万円を超えるときに、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

II 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算

住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた場合に記入します。

	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
取得対価の額	㉒	円	円	円	円
あなたの共有持分 (計算明細書の①欄)	㉓	/	/	/	/
(㉒ × ㉓)	㉔	円	円	円	円
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額(※)	㉕				
あなたの持分に係る取得対価の額等 (㉔ - ㉕)	㉖	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)

補助金等がある場合は3の⑥の金額を転記してください。

計算明細書の「5家屋や土地等の取得対価の額」の①をそれぞれ転記してください。

計算明細書の「5家屋や土地等の取得対価の額」の②欄にそれぞれ転記してください。

※ 住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでない場合には、裏面の2のイ又はロの算式で計算した㉓又は㉔の金額をそれぞれ㉕の②欄又は㉖の②欄に転記します。

(平成29年分以降用)

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。